

投稿論文

韓国に移住したフィリピン人女性エンターテイナーの人身取引における仲介機能の研究 ——メゾレベル組織分析による「合法性」と「違法性」の連続に注目して

辻本 登志子 青山学院女子短期大学助教

キーワード：フィリピン人女性エンターテイナー，人身取引，韓国

本稿の目的は、芸術興行ビザで韓国に移住したフィリピン人女性エンターテイナーの人身取引を、国家・民間業者・雇用主による仲介機能から解明することである。このために「メゾレベル組織分析」方法を援用し、国家と民間業者による国境を隔てたエンターテイナーの仲介過程や韓国とフィリピンの二国間連携の不在に注目した。そしていかに合法領域と違法領域が地続きとなり、人身取引が生じたのか考察した。さらに「合法的」な移住経路とフィリピン人女性エンターテイナーの「自発性」が悪用され、制度に内在する違法性や矛盾がすべて当事者に転嫁されることにより、人身取引が容認されてきた構造を明らかにした。

結論として、人身取引対策を目的とする国境管理に批判的で、女性が合法的かつ安全に移住する権利を主張するこれまでの議論に逆説を唱えた。問題は厳格な国境管理によって人身取引が生じていることではなく、ビザの発給を通じて民間業者に便宜を図り、緩慢な管理体制のもと搾取や人身取引被害者の認知に失敗している国家の機能不全にあることを指摘した。そして移民女性のエンパワメントを主張する以前に、国境を隔てた「合法性」と「違法性」が織りなす仲介過程の検討が必須であることを論じた。国境管理の是非にとどまらず、国家と民間セクターの結託や移民の人権をモニタリングする機能の不在が引き起こす人身取引について、国際比較を視野に入れた移民政策研究からの検証が望まれる。

1 はじめに

これまで女性の移住に関する研究において、人身取引対策を掲げる国境管理が批判されてきた。そして移住の規制がむしろ人身取引を助長するため、安全で合法的な移住労働を行う権利の保障が唱えられる傾向にある（Cheng, 2010；Parreñas, 2011；青山, 2018）。しかし移民女性の権利やエンパワメントを抑制し、搾取を「合法性」や制度の中で正当化することによって生じている人身取引の構造については、十分な解明が行われてこなかった（稲葉, 2008）。

本稿ではこのような問題関心をもとに、1990年代半ばから芸術興行ビザ^{*1}で韓国の米軍人や外

国人船員等が主な顧客の外国人専用クラブ^{*2}で就労する、フィリピン人女性エンターテイナー^{*3}の「合法的」な移住労働（Yea, 2006）の中で生じた人身取引について考察する。特に人の募集・移動・配置から成る「仲介機能」に注目し（Salt and Stein, 1997）、国家・民間業者・雇用主の「メゾレベル組織分析」を手立てに、どのように「合法性」と「違法性」が地続きとなり人身取引が容認されてきたのか論じる（Kemp and Raijman, 2014）。

これを通して、国境管理によって女性の移住する権利が抑制されているだけでなく、移民女性の「自発性」を悪用し、国家と民間セクターの結託が人身取引を制度の中に取り込むことで、当事者が安全に移住する権利や人権を侵害している事実を明らかにする。

2 先行研究の検討と理論的枠組み

(1) 問題の所在

人身取引とは「性的搾取、強制労働、臓器の摘出などの搾取を目的として、暴力や脅迫を用いたり、相手の弱みにつけこんでだまして、人身売買の対象となる人を移動させて誰かに引き渡すこと」と定義されている（稲葉, 2008 : 47）。合法的な移住労働の機会が乏しく、厳格な国境管理が行われている受入れ国では、人身取引が生じるリスクが高いと言われてきた（Salt, 2000 : 32 ; 稲葉, 2008 : 59-60）。なぜならば、人身取引対策としての国境管理が違法ブローカーによる密入国の斡旋を活性化させ、むしろ人身取引を誘発するためである（稲葉, 2008 : 59-60 ; Nawyn et al., 2016）。

しかしながら人身取引は、合法的な移住労働においても生じている（Salt and Stein, 1997 : 470 ; Yea, 2006）。また国家の機能を、国境管理や移民排除だけに限定するならば、それが人身取引に積極的に関与している側面は見過ごされてしまう（Kemp and Raijman, 2014）。

エイドリアナ・ケンプとレベッカ・ライジマン（Adriana Kemp and Rebeca Raijman）は、人身取引を分析する枠組みには、主に二つのアプローチがあるとする。すなわち 1）「人身取引を本質的に犯罪行為とみなす『法重視主義（legalistic）』」と、2）「公的および民間の業者や合法および違法な領域の活動によって組織される、グローバルな移住ビジネス」の一形態として見なす「商品化（commodification）」論である（Kemp and Raijman, 2014 : 605）。

「商品化」アプローチは、人身取引を法の外に存在する犯罪として捉える「法重視主義」が看過しがちな、「合法的」移住労働や個人の「自発性」を隠れ蓑にして公然と行われる人身取引を可視化させることに有効であるという（Ibid. : 605-606）。

ジョン・ソルトとジェレミー・ステイン（John Salt and Jeremy Stein）は、人身取引を「仲介機能（intermediary part）」と定義し、それが 1）「移民の動員と募集」、2）「経由地を介した移動」、そして 3）「受入れ社会の労働市場における移民の配置」という労働者派遣業と酷似した形態を有することに注目している（Salt and Stein, 1997 : 467）。

しかしここで問題が生じる。人身取引において移民労働者の搾取が顕在化するのとは、たいてい全過程のうちの一局面に過ぎない（Ibid. : 478）。つまり広範なネットワークによって組織された全貌を解明して初めて、人身取引を構成する中心的要素である 1）行為（搾取）、2）手段（暴力・詐称・脅迫）、

3) 目的(搾取の意図)が鮮明になる(Hoyle et al., 2011: 316)。従って合法的システムの中に人身取引が埋め込まれ、労働者派遣業を装うことにより責任の所在が分散されているほど、違法な業者は法の抜け穴をつきやすくなるという矛盾を生む(Salt and Stein, 1997: 477-478)。

(2) 分析の枠組み

ではいかにして合法的な移住労働の仲介機能において、人身取引を顕在化させることができるのだろうか(Salt and Stein, 1997: Kemp and Raijman, 2014)。これまで稲葉(2008: 53)が、ブローカー等の「移住を媒介する組織」に注目する「メゾレベル」からの分析視点を提起してきた。しかし本稿では民間業者だけに留まらず、ケンプとライジマンが提唱した人身取引における国家の関与を解明するための一歩踏み込んだアプローチとして、「メゾレベル組織分析(meso-level institutional analysis)」方法を援用する(Kemp and Raijman, 2014)。

かれらはこのアプローチを通して、新自由主義的な国家の統治体制や国家・民間業者・雇用主の間に介在する力関係が、いかにして合法的な移住労働の中に人身取引を取り込み、それを「正常化」してきたのか明らかにしようとする(Ibid.: 607-608)。

これを検証するための手立てとして、かれらは以下の三点に注目している。まず合法的な移住労働が人身取引に変容する第一の要因が、国家と民間業者による国境を隔てた移民労働者の仲介過程にあるとする(Ibid.: 607-608)。特に国境を越える人の移動を管理する国家の権限が民間部門に一任されることにより、責任の所在が曖昧となり搾取が容認されやすくなることを示唆している(Ibid.: 607)。また、政府による移民労働者の権利状況のモニタリング放棄や、民間業者にとって過度に有利な政策も、違法行為や人身取引の蔓延を促すと警告する(Ibid.: 608)。

第二点目にかれらは、国家・民間業者・雇用主の癒着が、人身取引を生じさせると指摘する(Ibid.: 608)。国家は人身取引防止のために人の移動を規制するだけでなく、有権者である民間セクターに便宜を図ることで、人身取引に直接的及び間接的に関与しているとする(Macklin, 2003: 485)。その一端が、政府機関と民間業者との間で交わされる賄賂や、公職者による汚職である(Salt and Stein, 1997: 482: Kemp and Raijman, 2014: 629)。

第三点目にかれらは、移民労働者の移住管理や就労斡旋における「二国間連携」の不在に注目する(Kemp and Raijman, 2014: 608)。「二国間連携」の不在が受入れ国における安全策の不備からなる「違法」業者の「合法」領域への侵入を促し(Salt and Stein, 1997: 485)、人身取引のリスクを増大させると述べている(Macklin, 2003: Kemp and Raijman, 2014)。

以上ケンプとライジマンの三つの論点から着想を得て、本稿では国家・民間業者・雇用主から成るメゾレベル組織の動きに注目し(Kemp and Raijman, 2014)、韓国のフィリピン人女性エンターテイナーの仲介過程(移民の募集・移動・目的地への配置)について明らかにする。そしていかにして「合法性」と「違法性」が地続きとなり、人身取引が生じたのか論じる。

まず第3節において方法論を述べた後、第4節ではフィリピンと韓国のエンターテイナーに関する政策及び諸手続について論じる。そして芸術興行ビザの発給を通じて、韓国政府がフィリピン人女性エンターテイナーの移住を促進したことを考察する。

第5節においては、フィリピンと韓国の二国間連携の不在が、合法的な仲介過程において違法な業者が入り込む隙を許し、結果として韓国における外国人エンターテイナーの労働権や人権の死角をつくりだしてきたことを論じる。

さらに違法な領域が「合法性」とエンターテイナーの「自発性」を隠れ蓑にして隠匿され (Salt and Stein, 1997), 当事者を法の外に追いやり無権利状態に置くことで人身取引が温存される矛盾についても明らかにする (Macklin, 2003 : 484, 491)。

3 研究方法と研究対象

本稿はメゾレベル組織の分析方法に従い、韓国とフィリピンで複数のアクターに対して行った聴き取りや、資料分析等の質的調査で得られたデータを用いる。

韓国では2016年から2018年にかけて、計4回の調査を実施した。ソウルのフィリピン大使館所在で、海外への労働者送り出しを統轄するフィリピン海外雇用庁 (Philippine Overseas Employment Administration: 以下POEA) の在外オフィスであるフィリピン海外労働者事務所 (Philippine Overseas Labor Office: 以下POLO) の労務官や福祉官、そして韓国政府機関の文化体育観光部傘下団体である映像物格付け委員会の公演推薦部門担当官への聴き取りを行った。韓国の政策に関しては、韓国政府機関の文化体育観光部や女性家族部から書面で回答を得た。韓国側の民間業者としては、POLOに業者認定を受け各種観光施設にフィリピン人歌手を派遣する、芸能企画社代表へ電話での聴き取りを実施した。

また韓国では、複数のフィリピン人女性元エンターテイナーと男性ミュージシャン、そして外国人の人身取引問題に詳しいNGO活動家や弁護士及び検察官への聴き取りも行った。

フィリピンでは、2017年2月末から3月にかけて1回の調査を実施した。同国法務省傘下にある省庁間連絡評議会で、人身取引加害者の処罰や被害者支援を統轄するInter-Agency Council Against Traffickingや、POEAのイリーガル・リクルートメント対策部門、そして国家捜査局 (National Bureau of Investigation: 以下NBI) 担当官へ聴き取りを行った。

さらにフィリピンでは、日本や韓国へのエンターテイナー送り出しの経歴をもつ、POEAに認可された人材派遣会社や芸能企画社関係者、そして日本のフィリピン・パプ元経営者にも聴き取りを行った。その他にも、韓国におけるエンターテイナーの人身取引について詳しい、現地のNGO活動家にも聴き取りを行った。

限られたデータを補うために、韓国のNGO活動家や弁護士によって構成される「フィリピン・日本・韓国の移住送り出しと受入れ実態及び弁護士NGOネットワークプロジェクト」が2010年に韓国とフィリピンで実施した調査をもとに発表した、「韓国の性産業に流入したフィリピン人歌手エンターテイナー (芸術興行ビザ) 送り出し過程実態調査」報告書も分析対象とした (以下引用は「弁護士NGOネットワーク, 2010」と表記)。この報告書は、フィリピン人女性エンターテイナーの処遇をめぐって韓国とフィリピン両政府間の連携が欠如している事実を告発しており、筆者の研究に重要な示唆を与えた先行研究でもある。

4 フィリピン人女性エンターテイナーをめぐる韓国とフィリピンの政策

本節でフィリピンと韓国におけるエンターテイナーの処遇について論じる前に、それと密接な関わりをもつ日本の外国人エンターテイナー受入れをめぐる政策の転換についてまずふれておく。

2004 年米国務省によって日本政府が発給する興行ビザが人身取引の温床になっていると非難されたことを受け、日本におけるフィリピン人女性エンターテイナーの受入れが規制された（藤本, 2017 : 240, 248-250）。フィリピンにとって最大のエンターテイナー送り出し先であった日本における労働市場の喪失は（de Dios, 2016 : 188）、反対に韓国へ向かうフィリピン人エンターテイナーの増加をもたらした（Kim, 2010 : 261）。

フィリピンにおける日本向けエンターテイナー派遣業者のうち、韓国への送り出しに転じたものも存在し、かつて日本で働いていたフィリピン人エンターテイナーが、比較的渡航が容易な韓国へ行き先を変更する現象がみられた（文化観光部・IOM, 2006 : 58-60）。

この現象は、2004 年の米国務省による人身取引報告書において、日本と韓国が対照的な評価を受けたこととも軌を一にしている。日本は同報告書で二等級にランク付けされ「監視リスト」にも加えられた一方で（藤本, 2017 : 240）、韓国の外国人女性エンターテイナーの人身取引は 2010 年まで明確に指摘されなかった（Yea, 2015 : 58-59）。そればかりか同報告書は、韓国が売買春の根絶と売買春仲介業者の処罰を掲げ、2004 年に制定した「性売買特別法」を高く評価した。結果的に人身取引対策を怠る国家として 2001 年に最下位の三等級に転落した韓国が（Yea, 2015 : 26）、2004 年には一躍一等級にまで格上げされたのである^{*4}。

すなわち「性売買特別法」は人身取引報告書で韓国を一等級にランク付けするのに一役買っただけでなく、キャンプタウン（米軍基地周辺の歓楽街）で発生している外国人女性の人身取引に対する追及を巧妙に回避するための免罪符としても機能した^{*5}。

むしろ在韓駐留米軍はキャンプタウンにおける外国人女性の人身取引への加担を否定し（Lee, 2006 : 462）、売買春や人身取引が疑われるクラブには米軍人の立ち入り禁止を命じた（Kim, 2016 : 55）。それでも韓国政府が芸術興行ビザを発給した背景には、駐留米軍人の欲求不満を解消するために外国人女性を接客要員として働かせ、国内の反米感情を逸らそうとする隠れた意図があった（Lee, 2006 : 463）。事実米軍人にとっての韓国駐留は、家族と離れて暮らす異国での孤独と、北朝鮮との戦闘を想定した過酷な訓練生活を意味した一方で、「安価なセックス」に事欠かない機会としても認識されていた（Cheng, 2010 : 137）。

日本とは対照的に韓国の外国人エンターテイナー受入れが規制されなかった理由として、外国人エンターテイナーが韓国社会において可視化されにくい存在であったこともあげられる。日本では年間 5 万人以上の外国人エンターテイナーが入国し、かの女らは都市における日本人男性を顧客とするナイト・クラブで就労していた一方で（藤本, 2017 : 251）、韓国における外国人エンターテイナーの受入れは年間 3000 人にも満たなかった。そして女性エンターテイナーと同様にその顧客も外国人であったため、たとえ人身取引が発覚しても、韓国国民の関心や共感を得にくかったのである（徐,

2008 : 73)。また韓国の外国人女性エンターテイナーの多くが、主要都市から遠隔地の地理的にも隔離されたキャンプタウンや港町で働いていたことから、かの女らの人身取引被害は特に隠蔽されやすい条件下にあった。

さらに、キャンプタウンの外国人専用クラブ経営者が、政府に外国人女性受入れ許可を強く要望し、韓国政府も当該産業で外国人女性を雇用できるよう芸術興行ビザを発給し続けたことも人身取引に拍車をかけた。一方、フィリピン政府は道義的理由と人権保護のため、売春のリスクを孕む韓国の外国人専用クラブへ女性エンターテイナーを送り出すことに躊躇した。

以下、人手不足解消を求める業界に便宜を図った韓国政府に比して、在外国民の人権擁護を掲げるフィリピン政府の関心が衝突した局面に注目しながら、韓国で芸術興行ビザが導入された経緯と、両国の政策や手続きについて考察する。

(1) 韓国におけるフィリピン人エンターテイナー受入れの経緯

韓国の外貨獲得戦略の一翼を担ってきたキャンプタウンにおける遊興施設は、1980年代からの経済発展とともにその経営に陰りが見え始めた。そこで働いていた韓国人女性たちはより多くの収入を得るために、ルーム・サロンに代表される韓国人男性を顧客とする都市の遊興施設で働くようになった (Kim, 2016 : 55-56)。キャンプタウンで働く女性たちは売春従事者という社会的烙印を押されるだけでなく給与も低いことから、長らく国内の性産業において最底辺に位置付けられてきた (Lee, 2006 : 458)。ところが1990年代後半から、韓国人女性に代わりそこに外国人女性が流入し始めた (Lee, 2006 ; Kim, 2010 : 264)。

キャンプタウンで外国人女性が増加した背景には、外国人専用クラブ経営者と、外国人の国内公演の誘致に携わる芸能企画社を会員とする韓国外国人観光施設協会が行った、外国人女性エンターテイナーの受入れを求めるロビー活動が存在した (文化観光部・IOM, 2006 : 66)。1996年まで韓国の文化観光部 (現文化体育観光部) が「許可制」にもとづく外国人の公演審査を一手に引き受けてきたが、同年韓国外国人観光施設協会に所属する事業者による公演の審査を事実上免除する「包括推薦制」が実施された (同上 : 66)。この措置により、芸術興行ビザで外国人エンターテイナーが雇用できるようになった。

しかし実際に必要とされたのは、エンターテイナーではなく「ホステス」であった。ステージ上で外国人女性に歌わせるだけでは、男性客を引きつけ店の売り上げを伸ばすことが困難であったためである (同上 : 40)。

(2) 芸術興行ビザをめぐるポリティクス

韓国では2004年に「性売買特別法」が制定される以前にも、「淪落行為等防止法」によって売買春行為は違法とされていたが^{*6}、キャンプタウンでは例外的にそれが容認されていた (Lee, 2006 : 458)。そして表向きは芸術興行ビザで外国人女性をエンターテイナーとして受入れ、実態はかの女らを基地周辺の性産業で働かせていた (文化観光部・IOM, 2006 : 41)。

一方、芸術興行ビザが掲げる本来の目的と実態との乖離が引き起こした深刻な問題は、国内外か

ら批判を受けてきた。2002年には外国人専用クラブに監禁され売春を強要されていたフィリピン人女性11名が、在韓フィリピン大使館の支援を受けてクラブ経営者に対する集団訴訟を提起した(女性部, 2003: 159)。そしてアメリカ人記者が外国人専用クラブに潜入取材し、そこで働くフィリピン人女性やロシア人女性がパスポートを取り上げられ、借金返済のために売春を強要されている事実を告発した(文化観光部・IOM, 2006: 94)。

一連の人身取引に対する告発によって、韓国政府は外国人女性エンターテイナー受入れ手続きの見直しを迫られた。まず外国人専用クラブ内施設の審査基準を強化し、2003年5月にはダンサーへの芸術興行ビザの発給を停止した(同上: 68)。フィリピン政府も芸能人経歴証(Artist Record Book)^{*7}やPOLOが承認した公演契約書を所持し、POEAにおいて渡航手続きを経たエンターテイナーだけが出国を許可されると発表した^{*8}。

ところが、日本におけるエンターテイナーの受入れ規制や、韓国政府がロシア人女性ダンサーへのビザ発給を全面的に停止したことから、2004年以降むしろ歌手として来韓するフィリピン人女性が急増する結果を招いた(国家人権委員会, 2014: 37)。これは業界からの要望に応えた韓国政府と、エンターテイナーの韓国への送り出しを制限するフィリピン政府の間に連携が存在しなかったことも影響していた。

第5節において、上記のような両国間の葛藤や連携の不在について論じる前に、まずエンターテイナーの管理に関する両国の政策や諸手続きについて説明しておく。

(3) エンターテイナーをめぐるフィリピン政府と韓国政府の政策と諸手続き

(a) フィリピン政府の政策と手続き

海外労働者送り出しを担うフィリピンの政府機関であるPOEAの重要な使命として、適正な労働者送り出しを目的とする国内派遣業者へのライセンス付与がある。派遣業者がライセンスを取得するためには、法人の株式資本のうち75パーセント以上がフィリピン国民によって保有及び運用されていること(Lawyers Beyond Borders Philippines [以下LBB-PHと表記], 2015: 138)、そして1) 法人登録証書のコピー、2) 過去2年間の納税申告書や50万ペソ(約103万円)以上の預金証明、3) 法人代表や取締役員及び全従業員の無犯罪証明書等が必要となる(Ibid.: 140-141)。

その他にも100万ペソ(約200万円)の供託金や、10万ペソ(約20万円)相当の保証証券の購入が必要である(Ibid.: 140-143)。この供託金や保証証券は、契約不履行によって労働者が業者に対して訴訟を起こしたときや、労働者への損害賠償義務が業者に生じた際にPOEAの権限で使用が執行される一種の保証金である(弁護士NGOネットワーク, 2010: 61; LBB-PH, 2015: 143)。

業者は違反行為を犯すとライセンスが剥奪され営業停止となるため、「びっくりするくらい、POEAに気を遣っている」ことが一般的である^{*9}。よってPOEAによる民間業者へのライセンス付与は、送り出し全過程における海外労働者の権利保証に連帯責任を負わせ、業者の営利主義を監視抑制するためのシステムとして機能している(LBB-PH, 2015: 141)。

さらにフィリピン政府は、在外公館に所在するPOEAの海外オフィスであるPOLOにおいて、受入れ国の雇用主に対する管理も実施しており、エンターテイナーを韓国で雇用しようとする芸能

企画社は、まずPOLOで業者認定を受ける必要がある。

業者認定を受けようとする韓国の芸能企画社は、1) POEAのライセンスを持つフィリピンの人材派遣業者に向けて発行した特別委任状や事業提携契約書、2) 二か国のうちいずれかの標準、もしくは国際協定に準じた被雇用者の最低賃金や雇用条件を記した契約書、3) 職位を記した人材要請書、そして4) 事業者登録証明書などをPOLOに提出する必要がある (Ibid. : 161-162)。

さらにPOLOによる業者認定の一環として、韓国の芸能企画社が提出した公演契約書に記載されている公演現場への視察が行われる。申告通りの公演が行われているか、エンターテイナーを接客させていないか、そして売春が行われていないかを審査するために、POLOの担当官が事前通告無く現場を訪問する。また、公演施設の周辺環境や被雇用者の宿舍も点検し、適正な就労が保証できるか否かについて最終判断が下される (弁護士NGOネットワーク, 2010 : 16) ^{*10}。

このようにして、POLOとPOEAは韓国とフィリピンの業者、そしてエンターテイナーとの間に結ばれた契約を共同で承認する。そして、エンターテイナーの派遣施設に関する情報を共有するとともに、送り出しと受入れの全過程を共同で監視する ^{*11}。

(b) 韓国政府の政策と手続き

次に韓国側の、外国人エンターテイナー受入れのための政策や手続きについて述べる。韓国では1997年のアジア金融危機以降、労働市場における規制緩和が進み「派遣勤労者保護等に関する法律」が制定された。それを契機に外国人演者の派遣業者 (芸能企画社) が相次いで設立され、当初はわずか14しかなかった芸能企画社が、2002年には157にまで急増した (文化観光部・IOM, 2006 : 65)。「20平米以上の事務所・1億ウォン以上 [約1000万円] の資本金・ [従業員] 5人以上の [社会保険] 納付」の条件を満たせば、芸能企画社の設立が比較的容易であったことがその増加の要因である (同上 : 65)。

韓国政府によるエンターテイナー受入れ過程における介入度は、フィリピン政府の送り出し過程と比べて低く、1999年からは外国人の国内公演に対する審査が、文化観光部傘下の民間機関である映像物格付け委員会 ^{*12} に一任された (同上 : 67)。同委員会は外国人エンターテイナーの公演契約書を審査するとともに、公演を撮影したビデオテープにもとづき、エンターテイナーの専門性や技能の有無を判断する (映像物格付け委員会, 2017 : 167)。そして同委員会は、音響編集機器を用いて音声をごまかす等の審査員を錯乱させるビデオテープを提出した芸能企画社を審査段階で排除する ^{*13}。

しかし、映像物格付け委員会はあくまでも公演審査のみを扱う機関であり、POEAやPOLOのようにエンターテイナーの人権保護を目的とする民間業者の審査は行わない ^{*14}。後述するように2016年まで公演施設の審査は行われず、同委員会から公演推薦が発行されれば、即出入国管理局へビザの申請という手順が踏まれていた。出入国管理局から査証発給認証番号が通知されるとエンターテイナーは韓国大使館領事部に赴き、ビザの発給を受けるのである。

このフィリピン側と韓国側の一連の手続きや、これに関わる政府機関・民間業者・雇用者の見取り図を簡単に示したものが図1である。

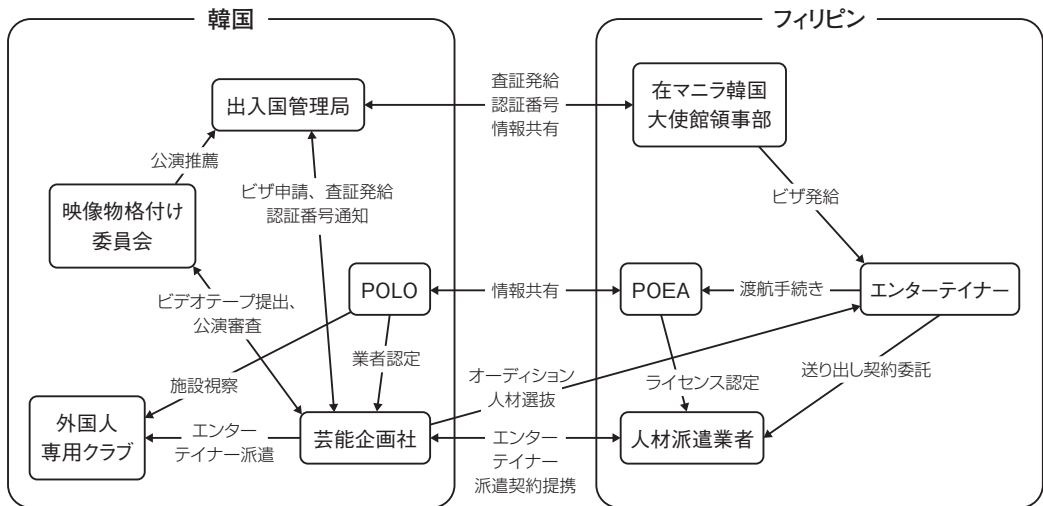


図1 韓国とフィリピンにおけるエンターテイナーの送り出し及び受入れ手続き

出典：弁護士NGOネットワーク（2010）と筆者の調査をもとに作成。

5 フィリピンと韓国の二国間連携の不在と「合法性」と「違法性」の連続

それでは、フィリピンと韓国の政策における差異や二国間連携の不在が、どのように国家と民間業者による国境を隔てたエンターテイナーの仲介に影響を与えてきたのだろうか。

フィリピン政府は長年、韓国政府に対して自国の手続への同調を求めてきた。特にPOEAは両国が把握しているエンターテイナー数に大きな隔たりがあり、後述するように、韓国に向けて違法な出国を行うエンターテイナーが相当数に達したことから人身取引を疑い、韓国総領事との対話を試みてきた。しかし韓国総領事は、「韓国においてフィリピン人女性の人身取引は存在しない」という立場を堅持し、対話はこれ以上進展しなかった^{*15}。

韓国政府が二国間連携に賛同しなかった理由として、フィリピンが韓国に対して自国の手続きへの同調を求めることは、韓国の出入国管理政策における内政干渉であることと、容易に売買できるフィリピンの公文書への不信感が存在したことを指摘できる（弁護士NGOネットワーク、2010：31-32）。

その他、フィリピンと韓国のエンターテイナーをめぐる二国間連携が困難であった理由として考えられるのは、以下の三点である。一点目は、フィリピンが経済力にもとづく国際的な序列において韓国の下位に位置付けられ、韓国に協力を強く要請することが難しかったことである。二点目は、フィリピン人女性エンターテイナーの入国者数が年平均2000人前後と少数であったため、二国間連携の必然性を欠いたことである（de Dios, 2016：187）。

三点目は、フィリピン政府がこれまでも人身取引が報告されてきた韓国へ、女性エンターテイナーを送り出すことに消極的であったことである。「〔外国人専用クラブで〕Juicy Girl（客にドリンクをねだる女性従業員の蔑称）にされることが分かっているが、なぜ女性たちを送り出さねばならないの

か」というPOLO関係者の言葉がそれを裏付ける^{*16}。

以下、二国間連携の不在が、労働者派遣業を装った移民の募集・移動・目的地への配置という、人身取引の仲介機能に及ぼした影響について考察する (Salt and Stein, 1997)。そして、合法及び違法なアクターの連続が、人身取引をいかに助長したのか明らかにする。また、民間業者に対する国家の管理における怠慢だけでなく、公職者による汚職によって、人身取引が容認されてきた側面についても指摘する。

最後に、移民労働者仲介ビジネスにおける違法行為を「正当化」する反面 (Rungmanee, 2016)、外国人エンターテイナーを韓国の法による保護を受けない無権利状態に追いやり (Macklin, 2003 : 491)、人身取引を温存している構造を明らかにする。

(1) フィリピンにおけるエンターテイナーの募集過程

ここではフィリピンでのエンターテイナー募集における、インフォーマルなネットワークを介した合法及び違法な業者の連鎖がもたらす、詐欺行為の不可避性について論じる。

まずフィリピンでは公的職業安定組織法 (Public Employment Service Office Act of 1999 ; あるいはフィリピン共和国法第 8759 号) において、労働雇用省 (Department of Labor and Employment) やその傘下機関のPOEA及びそれらが認可した業者以外が、労働者の募集と派遣を行うことを禁じている (LBB-PH, 2015 : 152)。さらにPOEAが認可した業者が、事務所以外の場所で人材募集を行う場合は、人材募集を行うための特別認可証 (Special Recruitment Authority) を新たに取得することが必須である (LBB-PH, 2015 : 153)。

また海外の雇用主がフィリピンで人材選抜のためオーディションを実施する際にも、POLOの業者認定とは別途、オーディションの開催場所と期間を事前にPOEAに申告し、特別認可証を取得しなければならない。さもなければ、NBIによる捜査を受け逮捕に至る^{*17}。しかし、このフィリピン側のルールはエンターテイナーの韓国派遣では順守されておらず、POEAに許可された業者と許可されていない業者が介在した人材募集が行われていた。

韓国行きエンターテイナーのフィリピンでの募集パターンで一般的な形態は、POEAとPOLOいずれも未許可同士の、フィリピンの業者と韓国の芸能企画社の提携によるものであった^{*18}。このPOEA未許可業者は、地方都市でエンターテイナー志願者を集めオーディションを行い、そこに韓国の芸能企画社関係者が合流して人材を直接選抜する。これは通称「ダイレクト雇用 (direct hiring)」とも呼ばれ、フィリピンでは違法な募集方法である^{*19}。

しかし両国の未許可業者同士の明らかに違法な提携だけでなく、POEA許可業者と未許可業者が介在しての募集も見られる。例えば、POEAに認可された業者が表では歌手を派遣し、裏では未許可の業者が抱える女性たちを下請けで「GRO (Guest Relation Officer の略 : ホステスの隠語)」として韓国に送り出していた^{*20}。POEA認可の業者にとっては、必要な人員を即座に集めることができ、未許可業者にとっては女性たちを認可業者に紹介することで手数料を稼ぐという共存関係が成立するのである (弁護士NGOネットワーク, 2010 : 43)。

またエンターテイナーの募集は複数の段階を経て行われ、POEA許可業者の下には無数の人材供

給網が存在する。例えばフリーランスか法人所属のマネージャーが、エンターテイナーのトレーニングや各種書類の準備を行い、かの女らをPOEA許可業者や韓国の芸能企画社につなぐ(同上:63)。

これに加えてスカウトマンも、人材供給網の末端を担う。フィリピンでホステスというネガティブなイメージを伴うエンターテイナーは、大々的に募集広告を出すことが難しいため、かの女らの募集は地元でスカウトマンが口伝で行う^{*21}。これらの人びとは日本等でエンターテイナーとしての就労経験をもち、後にスカウトマンに転向した女性たちである^{*22}。

地方でエンターテイナーが募集される背景には、フィリピンの急速な経済発展による国内雇用の変化がある。近年マニラではカラオケ・クラブのホステスやモデル、そしてキャンペーン・ガール等、若い女性が高収入を望める働き口が豊富に存在し、一月あたり平均5〜8万ペソ(日本円で10万円から16万円程度)は稼ぐことができるという^{*23}。例えば日本でエンターテイナーとして働いても月収は5〜6万円程度であるため、マニラで「良い女の子(若さや容姿の条件を満たし、期待される役割を果たせる女性)」は国内での雇用に吸収されやすくなる^{*24}。よって首都圏で海外向けエンターテイナーは、ますます募集しにくくなっているという。

以上がエンターテイナーの募集において、ローカルかつインフォーマルなネットワークへの高い依存が見られる理由である。こうした依存状態が結果的に人びとの警戒心をゆるめさせ、情報の伝達を曖昧にさせるため、詐欺行為を誘発する素地を作り出す(Molland, 2012)。

スカウトマンは「海外で働けばお金になる」程度の簡単な情報しか女性たちに伝えないため^{*25}、かの女らは海外でどのような仕事をするのかある程度知らされていても、雇用環境や給与から毎月差し引かれる手数料の金額まで正確に認識しているわけではない(Salt, 2000:34; パク, 2013:3)。さらにエンターテイナーが事前に知らされなかった「売春」を韓国で強要された旨を、帰国後にPOEA認可の人材派遣業者に訴えることもあった^{*26}。

すなわちエンターテイナーの募集はPOEA認可及び未許可の業者が混在し、「合法」及び「違法」なアクターによって形成されるグレイゾーンで行われている。

(2) エンターテイナーの移住仲介における齟齬

次に、エンターテイナーのフィリピンからの「違法」な出国と韓国への「合法的」な入国という、いびつな移住手段に注目する。特に韓国の芸能企画社が、フィリピン側(POLO, POEA)での手続きを行わなかったため生じた齟齬について述べる。

2017年3月にPOEAから筆者が入手したデータによると、2000年から2017年の間にPOLOとPOEAに登録された韓国の芸能企画社は209社であったが、2017年3月の時点で登録されている芸能企画社は数社だけである。よって、ほとんどのフィリピン人エンターテイナーはPOEAでの手続きを経ずに、韓国へ移住していたことになる。これを証明するのが、過去17年間、POEA経由で韓国に送り出されたエンターテイナーの総数が、わずか6885人という事実である^{*27}。

この数は、表1からも分かるように韓国出入国管理局が発表したフィリピン人エンターテイナーの入国者数が毎年2000人前後登録されているのに比して、POEAが把握する韓国へ移住したエンターテイナー数は、韓国側が発表した実数の30パーセントにも満たないことを示す。

表1 フィリピン POEA と韓国出入国管理局発表のフィリピン人エンターテイナー入国者数（単位：人）

年度	韓国出入国管理局	フィリピン POEA
1999	1,225	47
2000	1,849	3
2001	2,051	94
2002	1,208	257
2003	1,375	237
2004	2,215	625
2005	2,381	687
2006	1,900	487
2007	2,048	1350
2008	2,332	1020
2009	2,505	865
2010	2,002	241
2011	1,317	315
2012	2,020	285
2013	1,603	151

出典：バク（2010：31）と、筆者が POLO から 2016 年 11 月時点のデータとして取得した資料をもとに作成。

韓国とフィリピン両国の統計に表れるフィリピン人エンターテイナー数の大きな隔たりは、かの女らが違法な手段で出国してきたことを意味する。海外労働者がフィリピンから出国する際には、POEAで手続きを経たことを証明する海外雇用証明（Overseas Employment Certification）の提示を空港で求められるが、POEAで手続きを行わなかったエンターテイナーはこれを所持していない。よって空港で業者から指定されたイミグレーション職員に賄賂を 5000 ペソから 1 万ペソ（約 1 万円から 2 万円）渡し、「バックドア」から「エスコート」と呼ばれる違法な手段で出国していた（弁護士 NGO ネットワーク、2010：24）。

また、2003 年にダンサーとしての渡韓が廃止され、マニラの韓国大使館総領事部における芸術興行ビザ発給が一時停止されたことにより、香港やシンガポールなどに旅行者として一旦出国し、当該諸国の韓国領事館でビザ申請手続きが行われていた（女性家族部、2011：32）。その他にも、地方都市の国際空港からイミグレーション職員に賄賂を渡して出国し、迂回ルートで韓国に向かう例も見られた^{*28}。汚職に関与していたのはフィリピンの公務員だけではなく、韓国の政府関係者の中にもビザ発給の便宜を図る人物がいた疑惑がもたれている（弁護士 NGO ネットワーク、2010：22）。

フィリピンから違法に出国し韓国に合法的に入国するという移住手段が採られた理由は、POLO や POEA での手続きを経なくとも、マニラの韓国大使館総領事部でビザが発給されていたからである（同上：65）。

(3) エンターテイナーの韓国における搾取と人身取引の温床化

それではエンターテイナーの仲介過程の末端にある韓国の外国人専用クラブへの派遣と就労において、かの女らはいかにして合法性と違法性の狭間に置かれてきたのだろうか。

まずエンターテイナーの不明瞭な給与体系に見る、労働搾取について述べる。エンターテイナーの公演契約書には一般的に、毎月の給与が140万ウォン（約14万円）と記載されているが、実際の基本給は40万ウォン（約4万円）程度である^{*29}。芸能企画社によって、韓国への渡航費用やフィリピンのマネージャーなどに支払われる手数料が差し引かれているためであり、韓国の1か月あたりの最低賃金（157万3770ウォン；約15万7000円）を大きく下回る額である^{*30}。エンターテイナーは契約書通りに給与が支給されないことを口頭で告げられているが、毎月の給与から50パーセント以上の手数料が歌のレッスン費や紹介料と称して複数の人物に支払われていることを正確には知らされていない（パク、2013：3）。

POEAは業者が書類準備費用と1か月分の給与に相当する就労斡旋手数料を徴収することを除いて、その他のいかなる手数料も労働者の給与から毎月差し引くことを禁じている（LBB-PH, 2015：151-152）。この規定に照らし合わせると、上記のような契約書に記載されない手数料の天引きは違法であるが、現状としては容認されている。

このような給与支給における問題点は、韓国においてエンターテイナーが労働者ではないため、労働基準法や雇用労働部の保護を受けることができないことにも起因している（文化観光部・IOM, 2006：51）。フィリピン人男性ミュージシャンも、芸能企画社による契約期間の不履行等の問題を抱えており、泣き寝入りしているのが現状である^{*31}。

さらに労働者としての地位が認められないだけでなく、エンターテイナーの人権状況を監視する韓国側の政府機関が存在しない。「よく言えば派遣、悪く言えば人身取引」と言われるほど^{*32}、韓国の芸能企画社によるエンターテイナーの外国人専用クラブへの派遣は、「合法的」な仲介業と区別することが難しい。そしてあくまで契約書にもとづくエンターテイナーの「同意」や「自発」性を前提としているため（パク、2013：3, 8）、仲介者が売春させる意図をもって女性たちを募集し移動させたことを立証することが極めて困難になる（Salt and Stein, 1997：478）。

外国人女性を現地で直接募集することができない外国人専用クラブの経営者は、エンターテイナーの派遣を受ける見返りとして、毎月1人あたり100万ウォンから130万ウォン（約10万円から13万円）の紹介料を芸能企画社に支払う（文化観光部・IOM, 2006：34）。必然的に経営者は芸能企画社への支払いに追い立てられ、エンターテイナーにドリンク販売のノルマや客との外出を課すという、いわゆる「強要」の構造が生じやすくなるのである（同上：45）。

ところがフィリピン人女性エンターテイナーがクラブの経営者から客との売春を強制されたことを訴えた場合、経営者が「性売買斡旋等の行為」で軽微な罰則を受けても、芸能企画社が「売春させる目的」で女性をクラブに派遣したことを明らかにすることができない^{*33}。よってこれまでクラブの経営者は処罰を受けても、芸能企画社は強制売春や人身取引で罰せられることはなかった（パク、2013：2）。あくまでも芸能企画社は、韓国の「派遣勤労者保護等に関する法律」にもとづき営業してきただけであり、派遣先で女性を売春させることを知らなかったと言え、人身取引ではないと

いう自己弁護が成立するためである^{*34}。

また被害女性たちは、外国人専用クラブの経営者を相手に提訴しても、フィリピンのマネージャーなどに対する訴訟には消極的である^{*35}。これは前述したように、地元の近しい人間関係を介してフィリピンでのエンターテイナー募集が行われており、女性たちがそれらの人物を加害者として認識しながらないことも影響している（稲葉，2008：54；Molland，2012：82）。

しかし、地元のスカウトマンやマネージャーを訴えないことがむしろ、フィリピン女性たちが「売春をすることを知っていて韓国に來たのではないか」という印象を捜査当局に与える^{*36}。よって「自発的に性売買を選択した『性売買女性』」としてのイメージが強化され（パク，2013：8），ますます「被害者」として認知されにくくなる。

さらに制度が内包する矛盾をすべてエンターテイナーに転嫁し、かの女らが無権利状態に置くことで、搾取や人身取引を容認するという悪循環が生じる。POLOは2016年に約半数のフィリピン人女性エンターテイナーが、契約期間終了前に働いていた韓国のクラブから逃亡したと発表した^{*37}。逃亡の理由は様々であるが、来韓後、性的サービスの提供を含む接客が主な仕事だと知り逃亡を企て、強制送還となったフィリピン人女性は少なくない。しかしかの女らが「逃亡」せざるを得なかった事情については、韓国の出入国管理局職員から聴取されることもなければ、かの女らに弁明の機会も与えられず、一方的に出入国管理法違反で強制送還された^{*38}。

2016年に米国務省の人身取引報告書において韓国は芸術興行ビザによる外国人女性の人身取引への批判を受けたことから^{*39}、外国人エンターテイナーを取り巻く制度の大幅な改正が行われている。まず映像物格付け委員会の審査時に、出身国の公的機関が発行した3年以上の芸能経歴証明書の提出を義務付け、閉鎖された空間が無い等公演施設における点検を出入国管理局が行っている^{*40}。また2017年からはエンターテイナーの入国時に、POEAでの手続きの有無を韓国の出入国管理局とPOLOが共同で監視し、韓国の出入国管理局による外国人エンターテイナーのための入国後オリエンテーションも実施されている^{*41}。

しかし本質的な問題は、未解決のままである。外国人専用クラブでの韓国出入国管理局等による立ち入り検査が頻繁に行われるようになり、フィリピンから違法な出国を行うために変造ビザを利用した多くの女性たちが2016年末強制送還された^{*42}。強制退去前にかの女らが韓国で各種搾取を受けていたことについては聴取もされず、すべての罪をかの女らに被せ人身取引の実態については問わないという姿勢が貫かれている。結局、規制や監視の対象は民間業者ではなく常にエンターテイナーであり、かの女らの労働権や人権と引き換えに温存されてきたのが、芸術興行ビザを介した人身取引の構造であると言える。

6 結 論

本稿ではフィリピン人女性エンターテイナーのフィリピンから韓国への移住において、国家・民間業者・雇用主から成るメゾレベルの組織による仲介機能について考察した。そして合法及び違法な領域がいかに地続きとなり、人身取引が容認されてきたのか分析した。

それにより明らかになったことは、「合法性」と移民女性の「自発性」を隠れ蓑にして行われている各種搾取や人身取引の実態であり、韓国とフィリピンにおける二国間連携の不在が引き起こした韓国政府の民間業者に対する緩慢な管理である。そして外国人エンターテイナーは韓国政府のモニタリングや法の外に追いやられ、無権利状態に置かれてきた。さらに、制度に内在する矛盾や違法性は、資格審査の強化や強制退去によってすべてエンターテイナーに転嫁され問題の幕引きが図られてきた。

以上の事実から、人身取引対策を謳う厳格な国境管理によって女性の移住労働が阻まれているとするこれまでの議論とは (Cheng, 2010 ; Parreñas, 2011 ; 青山, 2018), 異なる結論が導き出される。つまり国家がビザ発給を行い民間業者に便宜を図ることで人身取引の助長に与しており、結果的に搾取の実態や人身取引被害者の認知に失敗し、移民女性が安全に働く権利や人権の侵害が生じているという逆説である (Miller and Baumeister, 2013 : 24)。

本稿で論じた韓国の事例は、日本のフィリピン人エンターテイナー問題とも重複する。ラッセル・サラザール・パレーニャス (Rhacel Salazar Parreñas) は興行ビザの発給規制を批判し、中間搾取を行う民間業者の介入を排除することで、エンターテイナーが独立して移住できるようエンパワーすべきだとしている (Parreñas, 2011 : 29-51, 272-273)。しかし実態は、日本へエンターテイナーを送り込んでいたフィリピンのマネージャー及びスカウトマンから成る人材供給網が、規制の緩い韓国へ送り出し先をシフトさせてきた。そして日本のエンターテイナー受入れにおいてかつて生じた「人身取引の『グレイゾーン』」や「[搾取が] 可視化されにくい領域」(藤本, 2017 : 249) は、韓国でも再生産されてきた。

従って肝心なことは、当事者によるエンパワーメントを唱える以前に、搾取の正当化を下支えしている、国境を隔てた合法性と違法性が織りなす移民労働者の仲介過程を精査することである^{*43}。この課題を放置したまま移民女性のエンパワーメントを訴えることは、スベール・モランド (Sverre Molland) が指摘するように、法制度上の弱者に「変革の責務」を転嫁することと同義であり、結果的に人身取引の構造を温存する「諸刃の剣」に陥るだけである^{*44}。

以上を念頭に置き、国家と民間セクターの結託や被害者の認知に失敗している国家の機能不全が引き起こす人身取引のメカニズムについて解明するために (Miller and Baumeister, 2013 : 31), 国際比較を視野に入れた移民政策研究からのさらなる探究が望まれる。

* 本稿は、JSPS科研費JP16K02034の助成を受け実施された研究成果の一部である。草稿は2017年12月の移民政策学会冬季大会で口頭発表した。学会で貴重なコメントを下された方々や、研究協力者のパク・スミ (Sumi Park) さん、Nash Ang さん、澤田公伸さん、そして調査全般にわたりご協力くださった韓国のドゥレバン (두레방) をはじめとする各分野での専門家の皆様や、フィリピンの海外労働者送り出しに関する法律文書を快くご提供くださった Kanlungan Centre の Erwin R. Puhawan さんに心よりお礼申し上げます。また丁寧な論評をしてくださった二名の査読者の先生方にも深く感謝申し上げます。

*1 芸術興行ビザは、韓国の観光振興法が認定するホテル・遊覧船・外国人専用クラブなどで、歌・楽器演奏・マジックなどの公演を行う外国人に発給される (国家人権委員会, 2014 : 27)。

- *2 観光振興法が定めた大きさのステージや設備を有し、外国人だけが出入りを認められた遊興施設である（文化観光部・IOM, 2006 : 85）。
- *3 エンターテイナーのフィリピンでの正式名称は Overseas Performing Artist であり、楽器演奏者・歌手・作曲家・ダンサー・振付師・サーカスのパフォーマー等を総称する（de Dios, 2016 : 186）。本稿では先行研究にならないナイト・クラブで働く女性をエンターテイナーと呼ぶが（Cheng, 2010 ; Parreñas, 2011 ; Yea, 2015）、韓国においてかの女らの多くが歌手ではない接客業に従事している。
- *4 U.S. Department of State. “Trafficking in Person Report” June 14, 2004. (<https://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2004/33191.htm>, 2018 年 12 月 1 日アクセス)
- *5 2004 年 12 月 9 日付「性売買防止法も外国〔人〕女性には『例外』（原文：성매매방지법도 외국여성은 ‘예외’）」OhmyNews（韓国のオンライン・メディア）より（韓国語）(http://m.ohmynews.com/NWS_Web/Mobile/at_pg.aspx?CNTN_CD=A0000225440#cb, 2018 年 11 月 27 日アクセス）。
- *6 淪落行為等防止法は 1961 年に制定された法であり、売春を「淪落行為」と見なし、これに従事する女性たちの道徳観を正すことが目的とされた。また 2004 年に性売買特別法が制定されるまで、この法による業主や売買春斡旋者への処罰は「死文化」していた（キム, 2014 : 28）。
- *7 芸能人経歴証（Artist Record Book）とはフィリピンの職業訓練技能開発庁（Technical Education and Skills Development Authority）が発行していたエンターテイナーの資格認定証である。これは後に汚職をもたらし、エンターテイナーではなくホステスを日本へ送り出す手段として悪用されたことにより（藤本, 2017 : 249）、2006 年に廃止された（de Dios, 2016 : 188）。
- *8 POEA News Release. “POEA Not Sending Entertainers to Korea.” September 8, 2006. (<http://www.poea.gov.ph/news/2006/09-4.pdf>, 2018 年 9 月 6 日アクセス)
- *9 2017 年 3 月 3 日マニラで日本へフィリピン人女性エンターテイナーを送り出してきた芸能企画社の M さんへの聴き取り。
- *10 2016 年 12 月 5 日ソウルのフィリピン大使館内 POLO において福祉官への聴き取り。
- *11 同上。
- *12 有害な映像物やビデオなどから青少年を守り、それらの「公共性」と「倫理性」を担保するために検閲を行う、1999 年に結成された民間機関である（映像物格付け委員会, 2017 : 192）。
- *13 2017 年 9 月 7 日釜山で映像物格付け委員会の公演推薦部門担当者への聴き取り。
- *14 同上。
- *15 2017 年 3 月 6 日マニラ POEA イリーガル・リクルートメント対策部門担当官への聴き取り。
- *16 2016 年 12 月 5 日ソウル POLO 福祉官への聴き取り。
- *17 2017 年 3 月 3 日マニラで日本にフィリピン人女性エンターテイナーを送り出してきた芸能企画社 M さんへの聴き取り。
- *18 2017 年 3 月 6 日マニラ POEA イリーガル・リクルートメント対策部門担当官への聴き取り。
- *19 2016 年 12 月 2 日ソウルでフィリピン人女性元エンターテイナー複数人への聴き取り。
- *20 2018 年 3 月 13 日ソウルでフィリピン人男性ミュージシャン I さんへの聴き取り。
- *21 2017 年 3 月 3 日マニラで日本にフィリピン人女性エンターテイナーを送り出してきた芸能企画社 M さんへの聴き取り。
- *22 同上。
- *23 同上。
- *24 同上。
- *25 同上。
- *26 2017 年 3 月 1 日マニラで韓国へフィリピン人女性エンターテイナーを送り出していた POEA に認可された人材派遣業者代表 A さんへの聴き取り。
- *27 2017 年 3 月 2 日マニラ POEA 情報通信技術部から入手したデータ “The Number of Deployed OFW Entertainers to South Korea” にもとづく。
- *28 Philippine Daily Inquirer by T. G. Santos. “5 Women Set to Work as Entertainers in S. Korea Intercepted at Clark Airport.” April 4, 2013. (<http://globalnation.inquirer.net/71133/5-women-set-to-work-as>

- entertainers-in-s-korea-intercepted-at-clark-airport, 2018年9月8日アクセス)
- *29 2016年11月26日ソウルでフィリピン人女性元エンターテイナー複数人への聴き取り。
 - *30 最低賃金委員会 (최저임금위원회) ホームページ (<http://www.minimumwage.go.kr/>, (韓国語) 2018年9月7日アクセス)。
 - *31 2018年3月13日ソウルでフィリピン人男性ミュージシャン I さんへの聴き取り。
 - *32 2016年9月1日韓国の地方検察庁検察官への聴き取り。
 - *33 2016年11月29日ソウルでフィリピン人女性エンターテイナーの訴訟に詳しいNGOの活動家 S さんへの聴き取り。
 - *34 同上。
 - *35 同上。
 - *36 同上。
 - *37 Manila Bulletin by J. M. Hicap. “Envoy acts to save Filipinas from human trafficking in South Korea.” June 13, 2016. (<http://2016.mb.com.ph/2016/06/12/envoy-acts-to-save-filipinas-from-human-trafficking-in-s-korea/>, 2018年9月8日アクセス)
 - *38 2018年2月27日オンライン上で、韓国で就労した後強制送還となったフィリピン人女性元エンターテイナー L さんへの聴き取り。
 - *39 U.S. Department of State. “Trafficking in Person Report” June 2016. (<https://www.state.gov/documents/organization/258880.pdf>, 2018年12月1日アクセス)。
 - *40 韓国の女性家族部から書面で2017年8月22日付回答。
 - *41 韓国の文化体育観光部から書面で2017年10月10日付回答。2017年9月11日ソウルPOLO労務官への聴き取り。
 - *42 2016年12月8日「声明：出入国管理局はすぐに取り締まりを止めろ (原文：[성명] 출입국은 당장 단속을 멈추라)」(韓国語) My Sister's Place 도うれ반 (두레방), ホームページ (<http://durebang.org/?p=5828>, 2018年9月8日アクセス)。
 - *43 この議論は、女性の移住と人身取引をめぐり頻繁に引き合いに出されてきた当事者の「エンパワーメント」言説に対する稲葉 (2008) の批判からもアイデアを得ている。
 - *44 Open Democracy Free Thinking for the World by S. Molland. “Safe Migration as an Emerging Anti-Trafficking Agenda?” May 21, 2015. (<https://www.opendemocracy.net/beyondslavery/sverre-molland/safe-migration-as-emerging-antitrafficking-agenda>, 2018年9月10日アクセス)

《参考文献》

日本語

- ・ 青山 薫, 2018「『不法滞在』をする側の論理——とくに性風俗産業で働く人びとについて」安里和晃編『国際移動と親密圏——ケア・結婚・セックス』京都大学学術出版会, 79～99 頁
- ・ 稲葉奈々子, 2008「女性移住者と移住システム——移住の商品化と人身売買」伊藤るり・足立真理子編著『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉——再生産領域のグローバル化』作品社, 47～67 頁
- ・ 徐玉子, 2008「性産業に携わる外国人女性たちの表象とエイジェンシー——在韓米軍基地村のフィリピン人女性『エンターテイナー』の事例から」『コンタクト・ゾーン = Contact Zone』2巻, 京都大学人文科学研究所人文学国際研究センター, 71～88 頁
- ・ 藤本伸樹, 2017「フィリピンからの移住女性と人身取引——エンターテイナーからジャパニーズ・フィリピン・チルドレン (JFC)」大久保史郎・樋爪 誠・吉田美喜夫編著『人の国際移動と現代日本の法——人身取引・外国人労働・入管法制』日本評論社, 239～264 頁

韓国語

- ・ 映像物格付け委員会, 2017『映像物格付け分類年鑑』(영상물등급위원회, 2017『영상물등급분류 연감』)
- ・ キム, ヨンファ, 2014「性売買処罰法及び防止法に対する再考」韓国女性人権振興院発行『女性と人権』11号, 26～53 頁 (김용화, 2014「성매매처벌법 및 방지법에 대한 재고」한국여성인권진흥원『여성과 인권』통권 제 11호, 26～53 쪽)

- 国家人權委員會, 2014『芸術興行ビザ所持移住民人權状況実態調査』(국가인권위원회, 2014『예술흥행비자 소지 이주민 인권상황 실태조사』)
- 女性部, 2003『外国女性性売買実態調査』(여성부, 2003『외국여성 성매매 실태조사』)
- 女性家族部, 2011『外国人女性性売買実態及び制度改善方案研究』(여성가족부, 2011『외국인 여성 성매매 실태 및 제도 개선방안 연구』)
- バク, スミ, 2010「外国人女性の性売買流入過程とE-6ビザの改善方案」韓国女性人權振興院発行『女性と人權』4号, 24~37頁 (박수미, 2010「외국인 여성의 성매매 유입 과정과 E-6비자의 개선방안」한국여성인권진흥원『여성과 인권』통권 제4호, 24~37쪽)
- バク, スミ, 2013「人身売買被害者支援経験を通じた関連制度改善の必要性と重要方案」『国際人身売買犯罪処罰及び被害防止対策セミナー』発表文 (박수미, 2013「인신매매 피해자 지원 경험을 통한 관련 제도 개선의 필요성과 중요 방안」『국제 인신매매범죄 처벌 및 피해방지 대책 세미나』발제문)
- フィリピン・日本・韓国の移住送り出しと受入れ実態及び弁護士NGOネットワークプロジェクト, 2010「韓国の性産業に流入したフィリピン人歌手エンターテイナー(芸術興行ビザ)送り出し過程実態調査」報告書(필리핀-일본-한국 이주 송출입 실태 및 변호사 NGO 네트워크 프로젝트, 2010「한국 성산업으로 유입되고 있는 필리핀 가수 자격 연예인<예술흥행사증, 이하 'E-6-2'>송출 과정 실태조사」보고서.)
- 文化観光部・IOM(国際移住機構), 2006『外国人芸能人導入実態調査及び政策比較研究』(문화관광부・IOM 국제이주기구, 2006『외국인 연예인 도입 실태조사 및 정책비교연구』)

英語

- Cheng, S., 2010, *On the Move for Love: Migrant Entertainers and the U.S. Military in South Korea*, University of Pennsylvania Press.
- de Dios, A., 2016, Packaging Talent: The Migrant Creative Labor Management of Overseas Filipino Musicians, in K. F. Lian, M. M. Rahman and Y. b. Alas (eds.), *International Migration in Southeast Asia: Continuities and Discontinuities*, Springer, pp.181-209.
- Hoyle, C., Bosworth, M. and Dempsey, M., 2011, Labelling the Victims of Sex Trafficking: Exploring the Borderland between Rhetoric and Reality, *Social & Legal Studies* 20(3), pp.313-329.
- Kemp, A. and Rajman, R., 2014, Bringing in State Regulations, Private Brokers, and Local Employers: A Meso-Level Analysis of Labor Trafficking in Israel, *International Migration Review* 48(3), pp.604-642.
- Kim, J., 2016, Instant Mobility, Stratified Prostitution Market: The Politics of Belonging of Korean Women Selling Sex in the U.S., *Asian Journal of Women's Studies* 22(1), pp.48-64.
- Kim, M., 2010, Filipina Vocalists on the Live Bar Stage in South Korea: Positioning between 'Musician' and 'Entertainer', in D. Shim, A. Heryanto and U. Sirituvusak (eds.), *Pop Culture Formations across East Asia*, Jimoondang, pp.259-286.
- Lawyers Beyond Borders Philippines (LBB-PH) , 2015, *Selected Philippine Laws, Rules and Regulations on Overseas Employment*, Lawyers Beyond Borders Philippines.
- Lee, N., 2006, Gendered Nationalism and Otherization: Transnational Prostitutes in South Korea, *Inter-Asia Cultural Studies* 7(3), pp.456-471.
- Macklin, A., 2003, Dancing Across Borders: 'Exotic Dancers,' Trafficking, and Canadian Immigration Policy, *International Migration Review* 37(2), pp.464-500.
- Miller, R. and Baumeister, S., 2013, Managing Migration: Is Border Control Fundamental to Anti-Trafficking and Anti-Smuggling Interventions?, *Anti-Trafficking Review* 2, pp.15-32.
- Molland, S., 2012, *The Perfect Business?: Anti-Trafficking and the Sex Trade along the Mekong*, University of Hawai'i Press.
- Nawyn, S. J., Kavakli, N. B., Demirci-Yilmaz, T. and Oflazoglu, V. P., 2016, Human Trafficking and Migration Management in the Global South, *International Journal of Sociology* 46(3), pp.189-204.
- Parreñas, R. S., 2011, *Illicit Flirtations: Labor, Migration, and Sex Trafficking in Tokyo*, Stanford University Press.
- Rungmanee, S., 2016, Illegal but Licit: Migrant Mobility and the Negotiation of Legality in the Northeast

Thai-Lao Borderlands, *Asia Pacific Viewpoint* 57(2), pp.221-231.

- Salt, J. and Stein, J., 1997, Migration as a Business: The Case of Trafficking, *International Migration* 35(4), pp.467-494.
- Salt, J., 2000, Trafficking and Human Smuggling: A European Perspective, *International Migration* 38(3), pp.31-56.
- Yea, S., 2006, Foreign Women Trafficked to United States Military Areas in South Korea: Trafficking Processes and Victim Profiles in a Different Context, *Asian and Pacific Migration Journal* 15(4), pp.495-523.
- Yea, S., 2015, *Trafficking Women in Korea: Filipina Migrant Entertainers*, Routledge.

The Intermediaries of Human Trafficking in the Migration of Filipino Female Entertainers to South Korea:

Exploring the Continuum of “Legality” and “Illegality” through the Meso-Level Institutional Analysis

TSUJIMOTO Toshiko *Aoyama Gakuin Women's Junior College*

Key Words: Filipino female entertainers, human trafficking, South Korea

This article explores the structures that cause trafficking of Filipino female entertainers on the Arts and Performance Visa into South Korea. I employ the method of “meso-level institutional analysis” to observe the intermediary roles performed by states, private agencies, and employers in a series of phases represented by recruitment, transportation, and placement of migrants in a host country.

I demonstrate how “legality” has been inseparable from “illegality.” Amidst the absence of bilateral cooperation between the Philippines and South Korea, illicit brokers can penetrate into the legal systems of labor migration through the cracks within the transnational processes that mediate the migration of entertainers. This process is driven by the interplay among the states, private agencies, and employers. Simultaneously, I examine how the trafficking of Filipino female entertainers to South Korea has been in operation by shifting the responsibility of illegality onto the migrant entertainers through their deportation while abusing a legal route and “voluntariness” of these migrant women.

On the basis of an analysis of the facts above, I conclude that the South Korean government has failed in detecting substantial cases of exploitation and the numbers of trafficked victims while allowing private sectors to benefit. This finding contradicts prevailing claims that human trafficking occurs due to a lack of legal opportunities for migrant women or strict border controls; in contrast, human trafficking occurs even in a legal system of labor migration, resulting from the inadequacy of states in monitoring the activities of private agencies and human rights of migrants. From a broader comparative view of immigration policies, this study has unveiled how human trafficking occurs at the cost of migrants’ rights and their capacity for empowerment through the exploitation of legal channels and the collusion between states and private sectors.